

四 解雇者ニ対シテ一人百円支給スベシ(予日最長半年)
 五 出勤日ニ対シテ休ケザル場合日当トシテ五月支給ノコト
 六 解雇ノ場合ハ三月前ニ予告及手当ノ月分百円支給アルコト
 七 固キ者ハ車庫ヲ絶作出入禁止ノコト
 以上ノ要求ニ應ゼザル場合ハ絶作反討

賃書

予日廿五日荒井ノ夜次及今日廿六日全日全日解雇甲渡ニ因ル者古屋タクシニ促事及ノ方
 手当ハ今四年止神子坂警察署ノ軒旅ニ依リ左記条件ヲ以テ同満解決シタルニ就テハ茲ニ
 賃書ニ通リ作成シ与手当及手当不及調停者各一區ニマ保持スルモノトス

記

- 一 手当試考者十一名ノ解雇ヲ認ムルコト
 - 一 試考主ハ右解雇者ニ対シ解雇手当又五十円計五百五十円年試中ノ勤務日ノ日当トシテ五月計五百五十円年試費四十五円合計七百五十円ヲ支給スルコト
 - 一 復職者ノ勤務制度ハ従前ノ通リトス
 - 一 或級不承ニシテ到底使用レ得ザル場合夜來行不良ナル場合ハ外絶討解雇ヲ行ハス
 - 一 將來便手新給成ノ場合ハ公認事者ノ同意ヲ得ルコト
 - 一 將來交談ハ在入上面談ノ上相談スルコト
- 昭和九年四月三十日 各古屋タクシ

○ 遊技解雇者氏名
 中村新三 古川重彦 中島清太郎 古川重藏 中村新三
 山田三三 三枝久手 佐藤英二 中島清太郎 今野武也

労務第一一〇〇号

昭和九年五月廿三日

警視總監 藤沼庄平

局長 官 殿

東京乗合自動車株式会社紛議ニ関スル事件

要旨

- 1) 上野署ニ於テ八客九月以降上野署所一部従業員間ノ賭博ノ行ハレ居ル事ヲ通知シ五月七日以降運送時乗客ノ情状重キ者ノ事件送致ノ手續ヲ取リワケリ
- 2) 會社ハ右内閣府中港本以下四名ヲ懲戒解雇シ唐澤義男以下三名ヲ停命処分トナセルガ組合側ハ積極的交渉運動ヲナス模様ナレ
- 3) 會社ハ財政整理ノ必要上月給為運轉手ノ精勤手當半減ヲ非公式ニ計画セルガ中正合ハ之ニ對シ會社卜折衝中ニアリ

東京乗合自動車株式會社ヨリ 示ハシテ從業員ヲ賭博事件關係者ヲ

9.5.31
 1633